

改正後	<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六條第二十二項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。</p> <p>「一〇三 略」</p>
改正前	<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六條第二十四項の規定に基づき、同項に規定する内閣総理大臣が定める償却資産を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。</p> <p>「一〇三 同上」</p>